地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十四号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号及び第三十三条の五の十五第三項、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「、同法第百三条」を「並びに同法第百三条」に改め、「並びに同法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」及び「、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし」を削る。

第二条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「第三十二条の二」を「第三十三条」に改める。

附則第三条の見出しを「（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の許可手続）」に改め、同条第一項中「第三十三条の五の七第二項」を「第三十三条の五の十五第三項」に「同項に規定する地方公共団体が同項」を「地方公共団体（同条第一項に規定する地方公共団体をいう。次項において同じ。）が同条第三項」に改め、同条第二項中「に」の下に「法第三十三条の五の十五第五項に規定する」を加える。

附則第四条及び第五条を削り、附則第六条を附則第四条とし、附則第七条を附則第五条とし、附則第八条を附則第六条とする。

附則第九条第一項中「令和三年度及び」を削り、同条を附則第七条とし、附則第十条を削り、附則第十一条を附則第八条とする。

附則第十二条の見出し中「以後」を「及び令和七年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和七年度」に改め、「、当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三号）第四条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第八十四号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和八年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条　令和八年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）	
第一号ロ	地方交付税法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額	
	及び航空機燃料譲与税	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	
	地方揮発油譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金をいう。第三号イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条から同条	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条
第二号	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方税法	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	から	に特定交付見込額を加算した額から	
	合算額	合算額から特定交付見込額を控除した額	
第三号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	特別とん譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、特別とん譲与税	
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	
第四号	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	同条	読替え後の地方交付税法第十四条	
	特別とん譲与税	地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金、特別とん譲与税	
	及び森林環境譲与税	、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金	